

盛岡市立とりょう保育園 こども誰でも通園制度（特定乳児等通園支援事業）

利用のしおり

1 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	盛岡市
事業者の所在地	岩手県盛岡市内丸 12 番 2 号
事業者の連絡先	019-651-4111
代表者氏名	内館 茂

2 施設の概要

種別	特定乳児等通園支援事業（一般型）
施設名	盛岡市立とりょう保育園
所在地	岩手県盛岡市肴町 2 番 8 号
連絡先	（直通） TEL：019-624-4103 （子育て相談） TEL：019-651-8580
責任者	遠藤 愛香
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年 1 回実施し、サービス内容の向上に努めます。
第三者評価の概要	定期的に第三者評価を受審し、その結果の公表に努めます。

3 一時間当たりの利用定員

一時間当たりの利用定員は 3 人とし、内訳は次のとおりとします。

なお、時間当たりの利用定員内訳については変動する場合があります。

一時間当たりの利用定員	0 歳児	1 歳児・2 歳児
	1 人	2 人

4 施設設備の概要

(1) 特定乳児等通園支援事業に直接かかわる施設

専用室の場合

乳児等通園支援室：24 m²

(2) 併設施設を含む建物全体

施設 設備	乳児室	1 室、	ほふく室	1 室、	保育室	3 室、	遊戯室	1 室、
	調理室	1 室、	調乳室	1 室、	医務室	1 室、	事務室	1 室、
	トイレ	4 個 など						

5 事業の目的及び運営の方針

- (1) とりょう保育園（以下「当園」という。）が運営する特定乳児等通園支援事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援の強化を目的とします。
- (2) 当園は、法令等を順守し、特定乳児等通園支援事業の利用が開始された乳児（0歳6か月から）又は満3歳未満の幼児（以下「利用乳幼児」という。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとします。
- (3) 当園は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う特定乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとします。

6 提供する乳児等通園支援の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法及びその他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、全体的な計画及び個別計画に沿って、利用乳幼児及び利用乳幼児の保護者（以下「保護者」という。）の心身の状況等に応じた質の高い乳児等通園支援（以下「支援」という。）を提供します。

当園では、「こどもが親以外の人と触れ合う経験や社会経験の第一歩として親もこどもも応援していく場」を目指して支援を提供します。

7 職員体制（令和8年4月1日時点）

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
施設長	1人	1人	0人	職員の管理及び事業の管理を一元的に行う。
主任保育士	1人	1人	0人	園長を補佐し、計画立案や育児相談、支援内容について職員を統括する。
保育士	2人	2人	0人	命を受けて支援の提供を行う。

8 支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

盛岡市立保育所特定乳児等通園支援事業実施要綱（盛岡市告示第246号。以下「市実施要綱」という。）に基づき、定期的な利用を原則として、次のとおり実施します。

開所日 開所時間	月曜日から金曜日まで 9時00分から17時00分 9時00分～13時00分、13時00分～17時00分 の2部制 ※同日の(1)、(2)の連続利用は不可とします。また、利用時間は30分を単位としますが、1回の利用につき1時間以上とし、利用乳幼児1人につき1か月あたり10時間を上限とします。 ※年度末（3月下旬）は開所時間が変更となる場合があります。
休業日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） ただし、市長が特に必要があると認めた場合には、休業日であっても支援を提供することがあります。 ※園行事等により利用枠を調整する場合があります。

9 利用料金

市実施要綱第 10 及び第 11 の規定に基づき、次の利用料金については合算し、利用月の翌月に、盛岡市子育てあんしん課（以下「市」という。）が発行する納付書を用いて、指定金融機関等の窓口においてお支払いいただきます。

(1) 支援の提供に要する利用者負担額

1 時間当たり 300 円（1 時間を超えた場合は、30 分当たり 150 円）

ただし、次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を減免します。利用時間が 1 時間を超える場合は、減免後の金額を基に、30 分ごとに所定の額を加算します。

該当する世帯	減免する額（1 時間当たり）
生活保護世帯	300 円
世帯の市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満である世帯、要支援家庭等である世帯	200 円

(2) 支援の提供に要する実費に係る利用者負担額

次の表のとおりです。

なお、給食及びおやつ提供に係る費用は実費をご負担いただくため、減免の対象外となります。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額等	
給食及びおやつ提供に係る費用	給食の提供に必要な費用	(1 回当たり)	300 円
	おやつ提供に必要な費用	(1 回当たり)	100 円

10 その他利用に当たっての留意事項等

利用にあたっては、市へ『乳児等支援給付認定申請書』を提出し、事前に『乳児等支援給付認定』を受けていただく必要があります。

事業の概要や利用の流れについては、市公式ホームページ「[令和 8 年度こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施します](#)」（広報 ID1055546）を、必ず事前にご確認ください。

また、令和 8 年度からは、他自治体にお住まいの方も利用できますが、利用希望者が多い場合は、市在住の方を優先することがありますので、あらかじめご了承ください。

次頁は、乳児等支援給付認定を受けた後に、当園をご利用いただく際の留意事項等です。なお、利用にあたっては、こども家庭庁が提供する「[こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）](#)」（以下「システム」という。）を使用します。

<利用に関する留意事項等>

<p>①初回面談</p>	<p>盛岡市立とりょう保育園特定乳児等通園支援事業運営規程第10条に基づき、支援の提供開始前に、受入れの可否を判断するため、原則として対面により初回面談を行います。</p> <p>(1) システムから、初回面談の申請を行ってください。 なお、令和7年度に当園の乳児等通園支援事業をご利用されたことのある方については、初回面談を省略させていただきます。 <面談可能な曜日及び時間> 月曜日から金曜日まで 9:00~15:00 ※園行事等の都合により、面談の受付を行わない日時がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(2) 初回面談の日程につきましては、当園より登録された電話番号へご連絡のうえ、調整させていただきます。</p> <p>(3) 初回面談当日は、市公式ホームページ（広報ID：1002658、検索ワード：「とりょう保育園」）に掲載されている指定様式に必要事項をご記入のうえ、紙媒体にてご持参ください。 <ご持参書類> ・こどもの健康と様子（1部） ・健康状態調査票（1部）</p> <p>(4) 面談当日について ・当園から利用規定についてご説明いたします。また、提出いただいた書類を確認のうえ、お子さまの普段のご様子やアレルギーの有無などについてお伺いしますので、ご協力をお願いします。 なお、現行の職員体制において受け入れが困難な場合には、市と協議のうえ、受け入れの可否を決定させていただきます。 ・申請が認定されたことを証明する「乳児等支援支給認定証」（システム内電子書面）を当園にて確認します。 ・初回面談時に本重要事項説明書を交付し、内容をご説明のうえ、同意をいただきます。（同意書へ署名・捺印）</p>
<p>①-2 事後面談</p>	<p>初めて利用される場合は、利用した月と同じ月内に、利用中のお子さまの様子や支援の内容等について保護者へお伝えするため、面談を行います。 また、前回の利用から一定期間利用がない場合にも、同様の対応を行うことがあります。</p>
<p>②利用予約</p>	<p>(1) 初期設定 ・面談終了後、システムより受入可のメールが届きますので、【定期利用を申請する】を行ってください。 ※必須の欄には、「〇月から利用します。」等と記入。</p> <p>(2) 毎月の予約 ・月の初めに、市より翌月の希望日程をお伺いするアンケートメールが届きますので、ご回答ください。（回答期限：月中旬） ・アンケートの回答内容を確認した上で、当園にて翌月の利用日時を調整します。当園によるシステムへの入力完了後、予約確定の日程が届きます。</p>
<p>③利用当日 （登降時）</p>	<p>(1) 登園時の留意点 ・利用開始時間にお越しくください。また、登園の際には、必ず保育士等に声をかけてください。 ・利用開始時間に合わせて、園内に掲示している「2次元コード」をご自身のスマートフォンやタブレット等で読み取り、登園登録を行ってください。 ※スマートフォンやタブレット等をお持ちでない場合、又はお忘れになった場合は、当園の職員へお申し出ください。</p> <p>(2) 降園時の留意点 ・利用終了時間の10分前を目安にお越しくください。また、降園の際にも必ず保育士等に声をかけてください。 ・園内に掲示している「2次元コード」をご自身のスマートフォンやタブレット等で読み取り、降園登録を行ってください。 ・登園時と異なる方がお迎えに来られる場合や、お迎えの時間が変更になる場合には、必ず事前に当園までご連絡ください。</p>

③利用当日 (登降時)	<p>(3) 親子通園について 初回のご利用時や、お子さまが初めて給食又はおやつを召し上がる際には、必ず親子通園を実施していただきます。 また、お子さまの施設への慣れの状況に応じて、親子通園を複数回行っていただく場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>(4) 保護者をご持参いただく物 「準備するもの」をご確認ください。</p>												
③利用当日 (保育時)	<p>(1) 水分補給について 水分補給として、お茶を用意します。</p> <p>(2) 午睡について お子さまの様子に合わせて午睡をとることがあります。</p> <p>(3) 与薬について 与薬は行いません。風邪などの感染症により与薬が必要な場合は、利用をお控えください。</p>												
④給食及びおやつ の提供	<p>離乳食が完了した満1歳6か月以上のお子さまを対象として、毎週2回（火曜日及び金曜日）に給食又はおやつを提供を行います。ご利用を希望される場合は、初回面談等の際に、当園までお申し出ください。</p> <p>(1) 対象者 離乳食が完了している、1歳6か月以上のお子さま なお、アレルギーをお持ちのお子さまについては、当園における安全な提供が確保できないため、給食及びおやつを提供は行わないものとしています。あらかじめご了承ください。</p> <p>(2) 提供日時 毎週2回（火曜日・金曜日）</p> <p>(3) 提供時間 給食（11：00～12：00）、おやつ（15：00～16：00）</p> <p>(4) 保護者負担額 給食 1食当たり300円 おやつ 1食当たり100円（再掲）</p> <p>(5) 提供開始時期等 安全な提供のため、提供の開始時期につきましては、初回のご利用から1か月以降を目安として、お子さまの保育環境への慣れの状況等を踏まえ、保護者の方とご相談のうえ決定します。上記のとおり、お子さまが初めて給食又はおやつを召し上がる際には、親子通園を必須といたします。</p>												
⑤キャンセル	<p>「盛岡市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に関するキャンセルポリシー」に基づき、次の取り扱いとなります。（別紙）</p> <table border="1" data-bbox="459 1350 1458 1496"> <tr> <td></td> <td>前日までの キャンセル</td> <td>当日の キャンセル</td> <td>無断 キャンセル</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td colspan="2">発生しない（無料）</td> <td>キャンセル料発生</td> </tr> <tr> <td>利用時間</td> <td>利用時間は消費されない</td> <td colspan="2">予約時間分が消費される</td> </tr> </table> <p>※キャンセル料（300円）は、減免の対象外となります。 ※実費徴収分（給食、おやつ代） 給食・おやつ提供については、予約確定をもって食材を発注しております。 <u>以降のキャンセルにつきましては、上記の料金表とは異なり、実費として給食・おやつ代を徴収させていただきます。あらかじめご了承ください。</u></p>		前日までの キャンセル	当日の キャンセル	無断 キャンセル	利用料	発生しない（無料）		キャンセル料発生	利用時間	利用時間は消費されない	予約時間分が消費される	
	前日までの キャンセル	当日の キャンセル	無断 キャンセル										
利用料	発生しない（無料）		キャンセル料発生										
利用時間	利用時間は消費されない	予約時間分が消費される											
⑥利用の終了に関する事項	<p>(1) 認可保育施設（保育所・認定こども園・地域型保育事業所）、企業主導型保育事業所や幼稚園への通園する月の前月まで。 (2) お子さまが満3歳（3歳の誕生日の前日）に達したとき。 (3) 保護者から利用の中止の申出があったとき。 (4) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。 (5) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。</p>												
⑦その他	<p>(1) 来園時の留意事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> 当園の駐車場には限りがあります。満車の場合には、大変恐れ入りますが、近隣の有料駐車場をご利用くださいますよう、お願いいたします。なお、送迎時のみのご利用となりますので、長時間の駐車はご遠慮願います。 お子さまの安全のため、登降園の際には必ずお子さまと手をつないで歩きましょう。（お子さまだけで、駐車場に行かないようにしてください。園外での事故につきましては、当園の管理外となるため、責任を負いかねます。） 												

⑦その他	<p>(2) 定期利用が止まった場合の当園の対応について おおよそ1か月以上ご利用がない場合は、当園からご連絡させていただき、今後のご利用についてご意向を確認させていただきます。 なお、多くのお子さまにご利用いただくため、定期的なご利用がない場合は、今後のご利用を終了とさせていただくことがありますので、ご了承ください。</p>
------	--

11 保育中の怪我と体調不良時について

- (1) 当園で怪我をした場合は、保護者に連絡をします。
- (2) 感染予防の観点から、集団での生活が難しいと判断した場合（発熱・目やに・目の充血・咳がひどい・下痢・嘔吐・発疹・耳下腺の腫れ等）は連絡をしますので、お迎えをお願いします。
- (3) 緊急と判断した場合は、救急車を要請する場合があります。
- (4) ご家庭で前日まで発熱（37.5℃以上）があったり、体調の崩れがみられたり、ご家族が感染症にかかった場合は、当園にご連絡いただき、ご利用をお控えください。
なお、キャンセルについては「盛岡市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に関するキャンセルポリシー」に記載のとおりです。

12 緊急時における対応方法

支援の提供中に、利用乳幼児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。保護者と連絡が取れない場合には、利用乳幼児の身体の安全を最優先させ、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

13 非常災害対策

防火管理者	施設長（園長）
消防計画届出年月日	令和7年4月1日
消防計画変更届出年月日	令和7年4月7日（直近の変更日）
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。訓練は、原則として在園児と合同で実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	地震・火災：杜陵小学校体育館 （盛岡市肴町1番6号、TEL：623-1338） 洪水：杜陵老人福祉センター （盛岡市南大通一丁目7番5号、TEL：654-9155）
緊急時の連絡手段	電話、電子メール 等

14 虐待の防止のための措置に関する事項

利用乳幼児の人権の擁護・虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

15 苦情相談窓口

相談・苦情受付担当者	主任保育士 1名	019-624-4103
相談・苦情解決責任者	施設長（園長） 1名	019-624-4103
第三者委員	地区民生委員協議会推薦者 1名	—
	保育園長経験者 1名	—
<p>上記のほかに市の苦情相談窓口があります。</p> <p>盛岡市子ども未来部子育てあんしん課（盛岡市神明町3番29号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度に関すること 保育サービス推進係（TEL：019-626-7553） ・当園に関すること 育成係（TEL：019-613-8347） 		

16 賠償責任保険等の加入状況

保険の種類	ほいくのほけん・こどもえんのほけん
保険の内容	傷害保険及び賠償責任保険
補償額	<ul style="list-style-type: none"> ・障害保険： <ul style="list-style-type: none"> 死亡・後遺障害保険金額 215万円、入院保険金日額 2,250円、通院保険金日額 1,500円 ・賠償責任保険（免責あり）： <ul style="list-style-type: none"> 施設賠償保険 対人：1名2億円／1事故 10億円 対物：1事故 200万円 生産物賠償保険 対人：1名2億円／1事故 10億円 対物：1事故・保険期間中 200万円

17 個人情報の取り扱い

支援の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令等に定める場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

18 その他保護者に説明すべき事項

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、さまざまな経験を通じてお子さまの成長を支え、「こども主体」での育ちを大切にする制度です。

一方で、仕事や病気、冠婚葬祭など、保護者のご都合により一時的に保育が必要となる場合には、「親主体」の事業である「一時預かり事業」（盛岡市公式ホームページ・広報ID：1040437）をご利用いただきますよう、お願いいたします。

保育園の一日

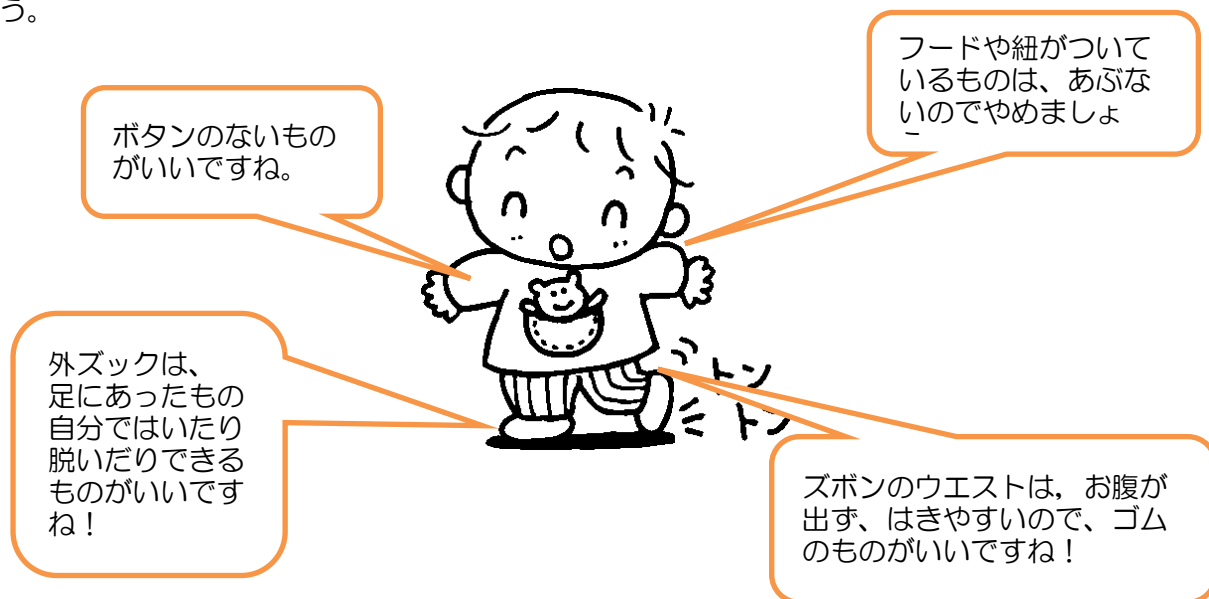
こちらに記載している内容は、当園に入所しているお子さまの1日の流れになります。

時間	0歳児 (あんあん組)	1・2歳児 (とことこ組・のんのん組・らんらん組)
7:00	随時登園	随時登園
8:00	検温・おむつ交換	検温・おむつ交換
9:00	遊び おやつ	遊び おやつ
10:00	遊び・午前寝	遊び
11:00	食事(離乳食)・授乳	食事
12:00	昼寝	昼寝
13:00		
14:00		
15:00	めざめ・検温 おやつ・授乳	めざめ・検温 おやつ
16:00	遊び・随時降園	遊び・随時降園
17:00		
18:00	延長保育	延長保育
19:00		

〇こども誰でも通園制度(特定乳児等通園支援事業)ご利用の場合は、専用室で過ごすことを基本としていますが、お子さまの様子に応じて在園児と一緒に過ごすこともあります。

保育園での服装について

子ども達が元気に楽しく遊び、生活ができるように、衣服は清潔で活動しやすいものにしましょう。



準備するもの

下記の物をご準備ください。衣類等には**見えやすいところに記名**ください。



Tシャツ・トレーナーなど
0歳児～2歳児 1枚

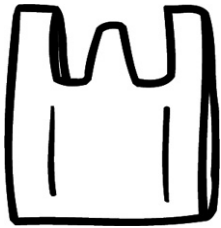


ズボン
0歳児～2歳児 1枚

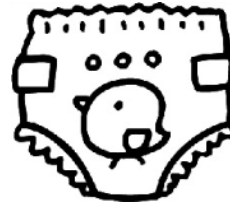


肌着用シャツ
0歳児～2歳児 1枚

1歳を過ぎたら、上下分かれたシャツがいいですね！



スーパー袋
(汚れたものを入れる袋)
0歳児～2歳児 2枚



紙おむつ・紙パンツ 5枚
(1枚ずつMサイズのビニール袋に入れてください)

おしり側のこの部分に記名してください。

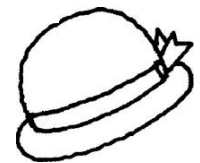
おしりふき
1個



靴下
0歳児～2歳児
1足



靴(外用)
0歳児：必要に応じて使用
1歳児・2歳児：避難の時にも使いますので、玄関の靴箱には必ず置いてください。
*サンダルは不可です。



帽子
0歳児～2歳児
戸外活動を行う際に必要となります。



ストローマグ
0歳児～2歳児
1個

バスタオル
0歳～2歳
必要に応じて使用します。
2枚

給食・おやつ利用者

食事用エプロン 1枚
口拭きナップ 1個

当園における支援の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者名：盛岡市

所在地：岩手県盛岡市内丸 12 番 2 号

説明者職名：施設長 氏名：遠藤 愛香

私は、本書面に基づいて、盛岡市立とりょう保育園の支援の提供を受けるに当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ 利用乳幼児から見た続柄： _____

利用乳幼児氏名： _____ 利用乳幼児氏名： _____